

◎新潟県告示第289号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 都市公園の名称

新潟県立鳥屋野潟公園

2 都市公園の位置

新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南3丁目

3 変更に係る都市公園の区域

新潟市中央区清五郎字川東及び長潟字宮谷内の一部（別紙図面のとおり）

4 変更に係る区域の供用開始の期日

平成28年4月1日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・供用開始区域

